

第28号議案

品川区災害対策基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

品川区長 濱 野 健

品川区災害対策基本条例の一部を改正する条例

品川区災害対策基本条例（平成26年品川区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号を次のように改める。

- (8) 避難行動要支援者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する区民のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

第14条（見出しを含む。）中「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に改める。

第32条第3項中「避難勧告または避難指示」を「避難指示等」に改める。

第35条第3項中「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）災害対策基本法が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。